

第22期第10回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年8月31日(水) 14:00～

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑 271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

(1) 令和5年度共同漁業権、区画漁業権免許切り替えにおける農林水産大臣管轄漁場の取扱について(協議)

資料1

(2) じょれん及びふるいの目合の制限にかかる委員会指示について(協議)

資料2

(3) 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第111号にかかる違反について(協議)

資料3-1

資料3-2

(4) 第376回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会について(報告)

資料4

(5) その他

4漁調委第 号
令和4年9月 日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿
(農林水産部水産局漁業管理課)

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長 半田 亮司

令和5年度共同漁業権、区画漁業権免許切り替えにおける
農林水産大臣管轄漁場の取扱について (案)

日頃より福岡県有明海区の漁業調整にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年は農林水産大臣管轄漁場を含む有明海における共同漁業権ならびに区画漁業権に係る免許の切替えの年となっており、あわせて、有明海区における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定（以下「福佐協定」と略）についても取扱いを検討することとなっております。

有明海では、昭和24年に漁業法が制定され、新しい手法により漁場計画を策定することとなったときに、佐賀、福岡両県の間で管轄する海域をめぐる紛争がおき、これを收拾するため、両県入会漁場としての農林水産大臣管轄海域の設定と漁業調整や漁場計画策定等のルールについて定めた福佐協定が締結されました。その後、これまでの70年余の間、両県漁業関係者の間に大きなトラブルはなく、円満な漁業秩序が維持されておりますが、これにはこの入会漁場における農林水産大臣免許と福佐協定という二つの制度が大きな役割を果たしてきたと理解しております。

つきましては、今後とも円満な漁業秩序の維持のため、令和5年度の漁業権免許切り替えでは、引き続き漁業法183条の規定に基づく農林水産大臣による免許としていただくとともに、福佐協定についても現行の内容で更新していただきますようお願い申し上げます。

4 漁管第 号
令和4年9月 日

水産庁資源管理部長 殿

福岡県農林水産部長

令和5年度共同漁業権、区画漁業権免許切り替えにおける
農林水産大臣管轄漁場の取扱について（案）

日頃より福岡県有明海区の漁業調整にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、標記のことについて福岡県有明海区漁業調整委員会より別紙の要望書が提出されました。

福岡県と佐賀県の両県が水産庁立ち会いのもと結んでおります「有明海における有明海区の漁業調整に関する協定書」に基づき、佐賀、福岡両県で漁場の管轄について漁業調整を図り、農林水産大臣管轄から県知事管轄へ移行すべきものと理解しておりますが、現在、その協議は整っておりません。

つきましては、引き続き漁場管轄についての協議を進めて参りますので、令和5年度の共同漁業権、区画漁業権免許切り替えにつきましては、漁業法第183条の規定に基づき、現行の農林水産大臣管轄漁場を継続する方向でご検討くださるようお願いいたします。

参考資料

1. 漁業法（関連条項）抜粋

（管轄の特例）

第八十三条 漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は漁場の管轄が明確でないときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。

2 都道府県知事の管轄に属する漁場（政令で定める要件に該当するものに限る。）において新たに漁業権を設定するため特に必要があると認める場合であつて、農林水産大臣が都道府県知事の権限を行うことにつき当該都道府県知事が同意したときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣は、自ら当該都道府県知事の権限を行うことができる。

2. 福佐協定（関連部分）抜粋

（農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項）

第1条

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第107号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和元年9月20日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長 内場 澄夫



- 1 採捕の制限（じょれん及びふるいの目合の制限）
 - (1) アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル(3分9厘)以下のものを使用してはならない。
 - (2) アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル(3分9厘)以下のものを使用してはならない。
- 2 指示の適用海域
福岡県有明海区海面
- 3 指示の有効期間
令和元年10月1日から令和4年9月30日まで

(原案)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第 _____ 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和4年9月 _____ 日（公報登載日）

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

- 1 採捕の制限（じょれん及びふるいの目合の制限）
 - (1) アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内より1.2センチメートル(3分9厘)以下のものを使用してはならない。
 - (2) アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内より1.2センチメートル(3分9厘)以下のものを使用してはならない。
- 2 指示の適用海域
福岡県有明海区海面
- 3 指示の有効期間
令和4年10月1日から令和5年8月31日まで

福有漁第 139 号
令和 4 年 8 月 10 日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会 長 半 田 亮 司 殿

福岡有明海漁業協同組合連合会
代表理事会長 西 田 晴 征



「アサリを採捕するじょれん及びふるいの目合の制限」に係る
漁業調整委員会指示の延長について（要望）

有明海における漁業振興につきましては、平素より特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、貴委員会にご助力賜り、漁業調整委員会指示第107号による、アサリを採捕する漁具（じょれん及びふるい）の制限をしていただいておりますが、今年9月30日でその委員会指示の有効期間が終了します。

つきましては、引き続き漁業調整委員会指示を現共同漁業権の免許および漁業権行使規則の有効期間(令和5年8月31日)まで延長（発動）していただきますよう要望いたします。

なお、漁連といたしましてもより一層の資源保護育成に努めてまいることがを申し添えますとともに、公的規制による資源保護にご助力賜りますようよろしくお願い申し上げます。



福岡県有明海区漁業調整委員会指示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮



1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

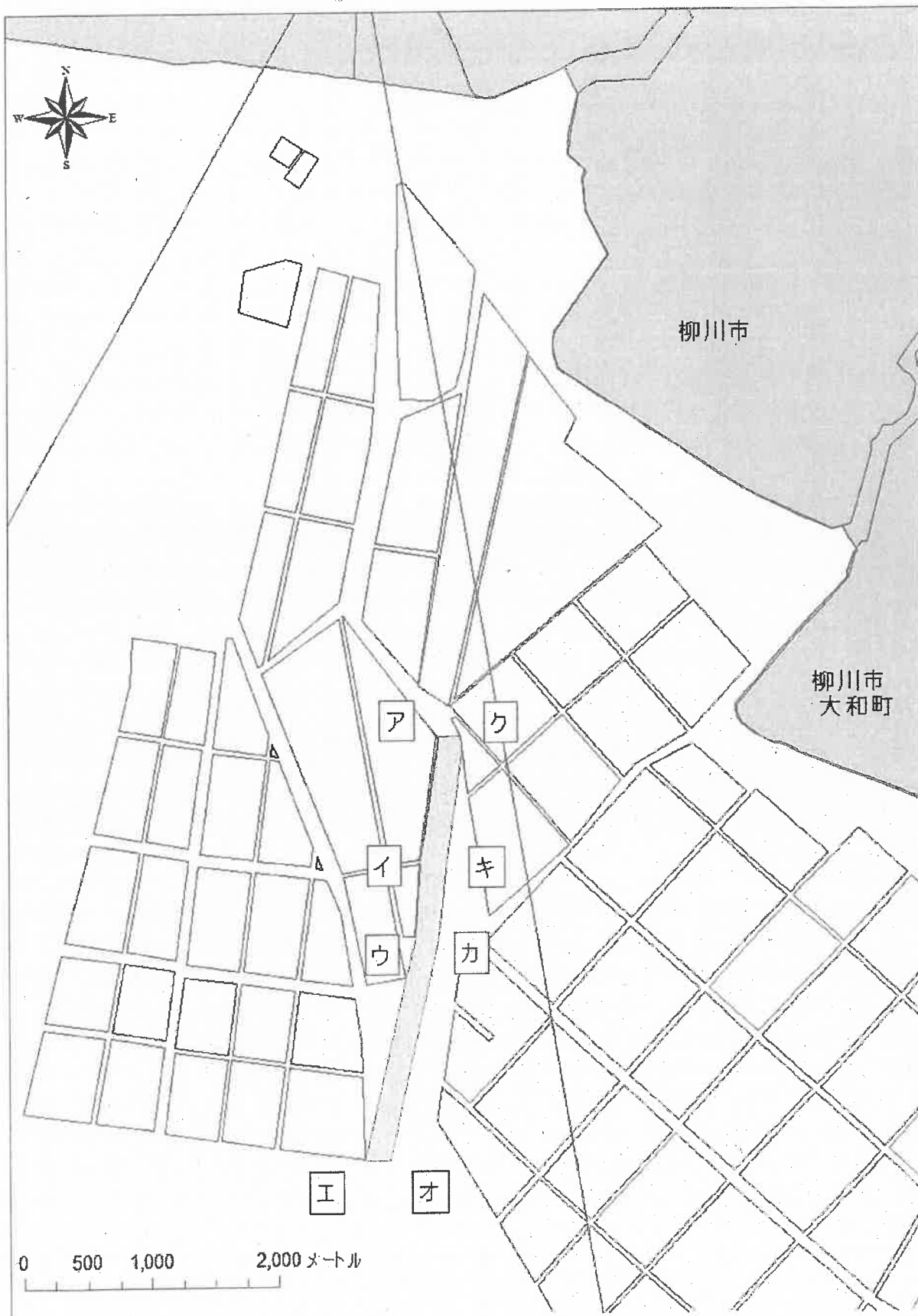
(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

(参考図)

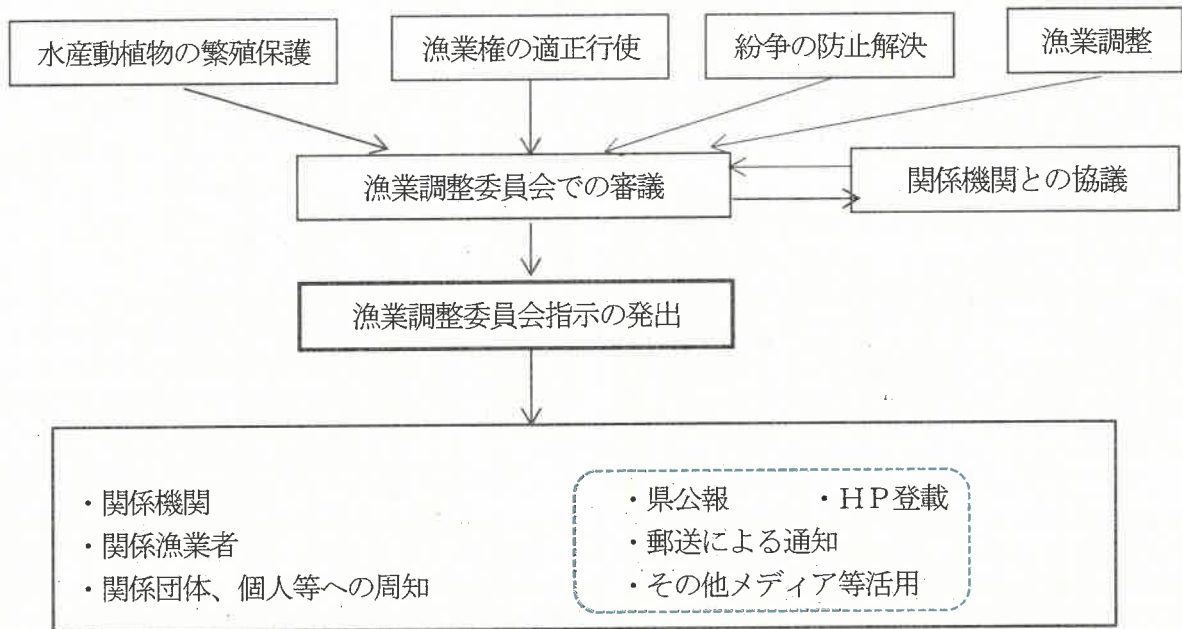


海区漁業調整委員会指示について

(漁業法120条第1項)

海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

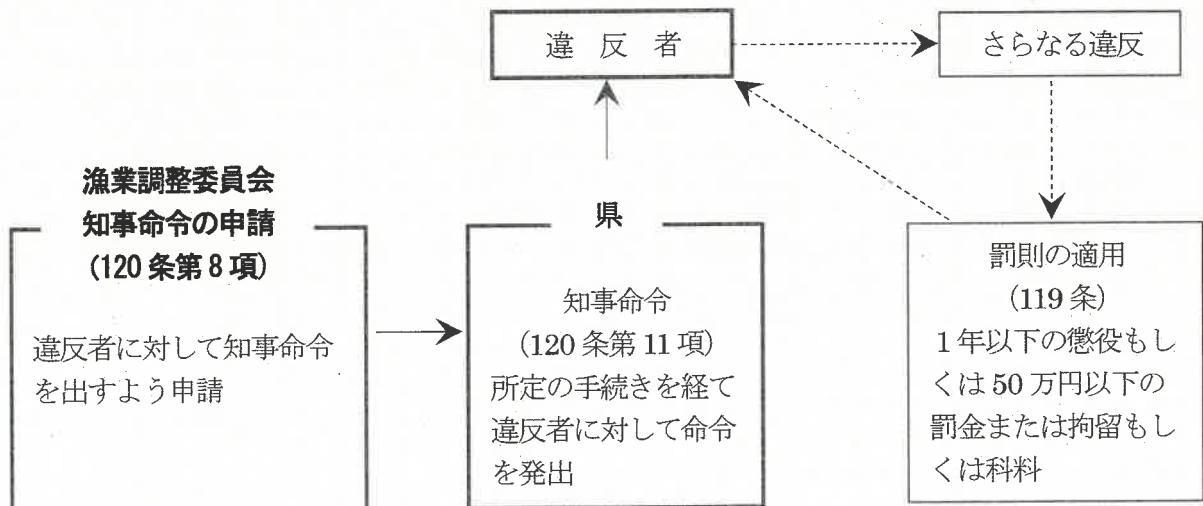
(委員会指示発動の流れ)



(委員会指示違反に対する手続きの流れ)

委員会指示違反に対する直接の罰則はなく、違反者に対して知事命令を出すことによって、この命令に従わず、再度、違反した場合に、罰則が適用される。

漁業調整委員会は、違反者に対し県が知事命令を出すよう申請することができる。



漁業法（漁業調整委員会指示の関連条項） 抜粋

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第一百二十条 海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（２～７略）

8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、十五日を下ることができない。

11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

（罰則）

第一百九十一条 第一百二十条第十一項（第二百一十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第376回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和4年7月13日（水）14:00～
場 所：佐賀県水産会館 大会議室
(佐賀市西与賀町厘外 821 番地の 2)

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

- (1) 令和4年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業に係る許可の取扱いについて（協議）
- (2) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（協議）
- (3) ビゼンクラゲの採捕制限に関する委員会指示について（報告）
- (4) その他

4. 閉 会

第376回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和4年7月13日(水) 14:00~

委員

所 属	職 名	氏 名	備 考
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	会長	西久保 敏	
	委員	古賀 善治	
	〃	井口 繁臣	
	〃	中島 龍	
	〃	川下 始	
	〃	古賀 秀昭	
	副会長	半田 亮司	
	委員	梅崎 義己	
	〃	今村 克博	
	〃	平野 年吉	
	〃	松藤 文豪	
〃	森田 幸寛		

臨席者

所 属	職 名	氏 名	備 考
水産庁 九州漁業調整事務所	次 長	三浦 一雄	
	調整課課長	高安 治	
	行政専門員	江口 静也	
	免許調整係長	高山 涼	
	調整第一係長	川口 精二	
福岡有明海漁業協同組合連合会	指導部長	植田 新	
佐賀県有明海 漁業協同組合	指導課課長	中島 光	
	指導課	糸山 亮平	
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁業調整係長	上田 拓	
	技術主査	。 淵上 哲	
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	佐野 二郎	
	技術主査	吉田 幹英	
	主任主事	山田 菜美子	
	漁業調整担当係長	寺田 雅彦	
佐賀県農林水産部水産課	事務局長	江口 泰蔵	
	主事	本間 智希	

令和4年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業許可方針（案）

第1 制限措置

- 1 漁業種類
えび2そう船びき網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
50隻（25統）
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期
佐賀県有明海 9月15日から11月25日まで
農林水産大臣管轄漁場 9月20日から11月30日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - (4) 適切な資源管理を実践できる者
 - (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
 - (6) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第2 許可の有効期間

令和4年9月15日から令和4年11月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年7月20日から令和4年8月19日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、25件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、2隻1統を1件とする。（以下この許可方針において同じ。）
- 3 令和4年10月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が25件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加し

た申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

- 4 合計数が25件に到達した日以降から令和4年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和4年7月20日から令和4年8月19日までににおける受付数が25件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 令和3年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 令和3年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
- (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (5) 上記(1)から(4)に該当しない者

- 2 令和4年8月20日以降における合計数が25件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
- (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 次に掲げる区域で操業してはならない。
 - (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。
 - (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域。
- 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。
- 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

令和4年度福岡県有明海区における機船船びき網
(えび2そうびき網)漁業許可方針(案)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者(漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。)に対してのみ行うこととする。

許可する船舶等の数の上限	住所要件
50隻(25統)以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

(2) 船舶の総トン数

定めなし

(3) 推進機関の馬力数

定めなし

(4) 操業区域

福岡県地先有明海海域(農林水産大臣管轄漁場を含む)

(5) 漁業時期

令和4年9月20日から令和4年11月30日まで

2 許可の有効期間

1年

3 条件

- (1) 区画漁業権の免許に基づくのみ養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。
- (2) 僚船は〇〇丸、F〇〇-〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。
- (3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の海域で操業してはならない。
- (4) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

4 申請書の添付書類等

- (1) 漁業許可申請一覧表
- (2) 機船船びき網漁業許可申請書

※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法(第26条)で定める灯火の内容(別紙)を許可証の裏面に添付する。

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

(別 紙)

注意事項

夜間、機船船びき網（えび2そうびき網）漁業を操業する場合、海上衝突予防法（第26条）で定める灯火を掲げなければならない。

【参 考】

1 長さ12メートル以上20メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離3海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	” 2海里以上
”	白色	1灯	” ”
(3) 舷 灯	緑色、紅色	1対	” ”
(又は両色灯)		1灯)	
(4) 船尾灯	白色	1灯	” ”

2 長さ12メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離2海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	” ”
”	白色	1灯	” ”
(3) 舷 灯	緑色、紅色	1対	” 1海里以上
(又は両色灯)		1灯)	
(4) 船尾灯	白色	1灯	” 2海里以上

(注) 航行中及び漁場移動中は、(1)、(3)、(4)の灯火を掲げ、操業中は(2)、(3)、(4)の灯火を掲げること。

共通資料①

第376回福岡佐賀有明海
連合海区漁業調整委員会
(令和4年7月13日)

機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可状況一覧表

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
許可隻数	4隻(2統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	4隻(2統)	0隻(0統)	隻(統)
許可期間	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30
作業区域	福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）								
条 件	(1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。 (2) 機船は〇丸、FOO-〇〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。 (3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の海域で操業してはならない。 (4) 使用する漁具にワイヤロープを用いてはならない。								
許可隻数	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	8隻(4統)	8隻(4統)	隻(統)
許可期間	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25	農区9.20～11.30 有区9.15～11.25
作業区域	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）								
条 件	1 次に掲げる区域で操業してはならない。 (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。 (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域。 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。 3 操業の際は、具が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。 4 使用する漁具にワイヤロープを用いてはならない。								

協 定 書

平成30年6月18日

有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的経済的條件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭

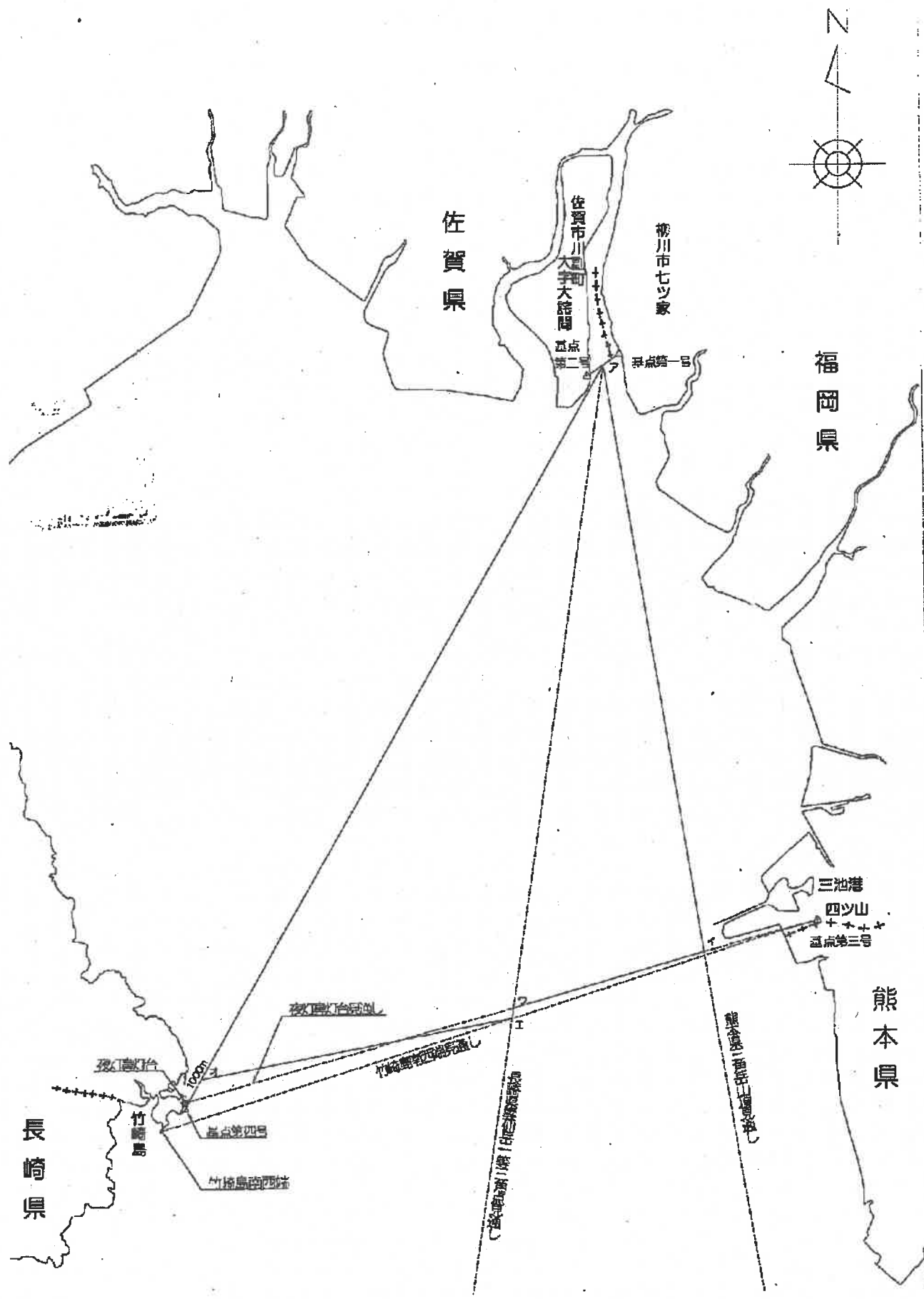


(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓





確 認 書

平成30年6月18日

確 認 書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（以下「福佐協定書」という。）について下記事項を確認した。

記

1. 福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計画を最大限尊重するものとする。
2. 佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、現時点において福佐協定書第3条及び第5条の改廃、存続について見解に相違があることを認め、今後、検討会を継続して開催し、解決に向け努力するものとする。

上記事項確認の証として本書5通を作成し、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福 岡 県 知 事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



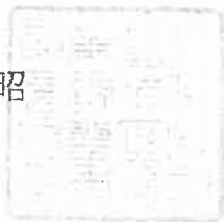
佐 賀 県 知 事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭



(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓



◎農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯

年月日	回次	佐賀県	福岡県	確定内容又は九調
H18.8.28	320			
H18.11.30	321			議題・発言なし
H19.3.9	322			
H19.6.1	323			
H19.8.28	324			(九)連調委、単海区漁調委で協議するよう要請
H19.12.6	325			(九)連調委、単海区漁調委で協議進捗確認
H20.2.15	326	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国に免許してほしい 3条の削除、5条の改正(「稚貝発生個所に区画を立てない」の削除)を求める 「あばきのたお」が不明 	<ul style="list-style-type: none"> 協定を扱う場合、漁連とも協議が必要 慎重に取り扱うべき 	<ul style="list-style-type: none"> 両県とも「農区は必要」 継続審議
H20.2.29	327	<ul style="list-style-type: none"> 次回意見提出 	<ul style="list-style-type: none"> 慎重に取り扱うべき 	<ul style="list-style-type: none"> 継続審議
H20.3.31	328	<ul style="list-style-type: none"> 中島川以西の漁場計画は、3条がなければ議論する必要はない。 協定ができた昭和27年から、福岡県からの採貝入漁者は大幅に減っており、3条の背景が変わっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「あばきのたお」以东のノリ区画漁場の変更要望を了承 慎重に取り扱うべき 	<ul style="list-style-type: none"> 継続審議(福岡のアサリ区画2箇所)
H20.6.2	329	<ul style="list-style-type: none"> 3条を廃止すれば、福岡県も区画を立てることができる。 福佐協定は自動延長ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 漁連と協議中 	<ul style="list-style-type: none"> 協定書には自動延長の文言がない 継続審議
H20.8.7	330	<ul style="list-style-type: none"> 福佐協定は大切 確認書は了承 確認書の「最大限に尊重」は新たな委員にも理解いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 協定書は必要 確認書が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 協定書(市町村名等の修正)案、確認書案を承認(日付は事務局預かり) 協議の必要性から「継続して」を使用
H20.9.1	331			<ul style="list-style-type: none"> 協定書のほか、確認書を新たに追加し継続 区画免許交付
H20.12.3	332			議題・発言なし
H21.3.10	333	<ul style="list-style-type: none"> 漁場計画提案 	<ul style="list-style-type: none"> 漁場計画提案 	<ul style="list-style-type: none"> 継続審議
H21.4.24	334	<ul style="list-style-type: none"> 入漁への配慮を了承 	<ul style="list-style-type: none"> 協定の趣旨を尊重し、佐賀県計画を了承 養殖場の目印を要望 入漁について配慮を要望 	<ul style="list-style-type: none"> 区画漁業権漁場計画を承認 入漁については配慮を了承
H21.6.2	335			
H21.8.25	336			
H21.11.26	337			
H22.3.11	338			議題・発言なし
H22.6.3	339			
H22.8.26	340			
H22.11.16	341			
H23.3.24	342			
H23.5.31	343		<ul style="list-style-type: none"> 養殖場の目印を要望 	(議長権限で割愛)
H23.8.29	344			
H23.12.2	345			議題・発言なし
H24.4.5	346			
H24.6.4	347			(九)連調委、単海区漁調委で協議するよう要請
H24.8.28	348			(九)連調委、単海区漁調委で協議するよう要請
H25.1.18	349	<ul style="list-style-type: none"> 3条及び5条は廃止すべき 3条及び5条がなくなっても、入漁が禁止ということではない。 稚貝が立ったところにししか育たないから、稚貝が立った場所を養殖場にしてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 協定書は、両県の漁業者が漁業秩序維持のため必要 協定書について両県の考え方に差が認められる 入漁実績があり3条、5条は維持 (佐賀県の)区画漁業権の拡大により、福岡漁業者の入漁可能な場所が減少 	<ul style="list-style-type: none"> 協定の更新内容について継続協議
H25.4.3	350			議題・発言なし
H25.5.28	351	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県の海域について、県が漁場計画をたていくためには、5条(特に1項)を削減 資源が厳しい状況の中で、入漁は入漁として福佐両県のそれぞれの海域でそれぞれの漁場計画を立てることを前向きにできないか。 漁場づくりを実施することが第一番 稚貝がたつ場所は養殖場にはいけないとあるが、これまで稚貝が立つ場所しか育たないためそのような場所を養殖場にしてきた 	<ul style="list-style-type: none"> 3条、5条含め協定は必要(現状維持) 入漁実績(もがい採捕実績)があり、実績を尊重し条文削除は不可能 福佐協定3条、5条がある限り振興策が取れないということはない 稚貝が立つところが養殖場になってきたので入漁できる漁場が減少 	<ul style="list-style-type: none"> 「福佐協定は必要」 福佐条文で両県の考えが相違、改めて継続審議 資源状況も協定を考える上で大事なこと

◎農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯

年月日	回次	佐賀県	福岡県	確定内容又は九調
H25.7.23	352	・福佐協定には「稚貝の大量発生区域」という言葉があるが、現在そのようなところはない。3条、5条は廃止し、両県は自前の漁場で成り立つべき。 ・九調にも協定が前進する算段をつけてほしい。	・協定書3条、5条は漁場利用実績を尊重するというのが漁業調整の基本となり、そこから出発 ・3条&5条含め協定は必要(現状維持) ・福佐協定の協議の進展がないのは、それだけ重要なことだということ ・漁業調整の基本は実績を尊重するのが原則。漁業の情勢が大きく変わらなければ協定書を変えることは難しい	・文言を変えずに7月23日付けで協定書、確認書を締結 ・九調は当事者ではなく立会人 ・少なくとも年1回、福佐連調委の議題とすることを確認
H25.8.27	353			(九)協定締結の報告
H26.5.19	354			議題・発言なし
H26.8.27	355			(九)「有明海の農林水産大臣管轄海域と佐賀・福岡両県の協定」を説明
H27.6.1	356			議題・発言なし
H27.9.1	357			「◎農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」で両県意見を確認
H28.6.7	358			議題・発言なし
H28.9.7	359			(九)「有明海の農林水産大臣管轄海域と佐賀・福岡両県の協定(資料)」を説明
H29.5.29	360			議題・発言なし
H29.8.30	361			「農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」を事務局から説明
H29.9.28	362	・4項目の質問について福岡県の認識を確認。 ※4項目 ・「関係漁場」設定の趣旨 ・「関係漁場」の場所の確認 ・確認書の「漁場計画を最大限尊重する」の考え方 ・協定書第5条「公正な措置をとる」の考え方	・4項目の認識を回答。	「農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」を事務局から説明
H30.1.18	363		・現行内容での更新を要望。	(九)免許切替と協定のスケジュールを説明(手続を進める上で6月までを目途に協定更新を依頼)
H30.3.15	364	・現行協定が最終的な結論でない。 ・第5条の稚貝多量発生・非発生区域の確認方法。 ・確認書の最大限尊重の前向きな運用を要望。	・現行協定で漁業秩序が維持されていることから、協定書結びの「両県は本協定が～速やかに最終的妥協点」は不要ではないか ・稚貝は、自然発生したものを皆で有効に利用することが基本であるが、別利用を検討する余地もあり。	(九)6月までを目途に協定更新を依頼。
H30.5.24	365	・農区が存在することがあたりまえのことかを議論する必要あり。 ・第5条について前向きな解釈ができないか。 ・貝類の区画を各々の県が樹立ができるようにするための方策づくりが必要。	・現行協定の早期締結を要望 ・現行の協定と紛争抑制を図るための共通海域としての農林水産大臣管轄漁場の設定という制度が、長年、漁業秩序を維持する役割を果たしている ・現体制(現行福佐協定+農区)をお互いが協調しながら維持していくことが最良と認識 ・現状でお互いが話し合いながら、その中でうまく調整、調和を図りながら進めるのがベスト	(九)6月までを目途に協定更新を依頼。
H30.6.18	366	・現行協定書及び確認書の内容での締結に関してやぶさかではない。	・現行協定の内容で早期締結を要望。	・文言を変えずに6月18日付けで協定書、確認書を締結。 ・少なくとも年1回、福佐連調委の議題とすることを確認。
H30.8.22	367	(両県行政間協議) ・「あばきのたお」の場所は、両県の事務局間で意見が一致。 ・「中島川みおすじ」の場所は、両県の事務局間では結論に至らず。		・福佐協定書締結結果の報告。「中島川のみおすじ」、「あばきのたお」の場所に関する協議結果を報告。 ・「中島川のみおすじ」は場所の特定には至らず、3月の委員会で継続審議。
H31.3.25	368	・「あばきのたお」の場所が特定。佐賀福岡両県間で意見が一致し場所が確定。 ・「中島川みおすじ」は、場所が特定できず、両県間で結論に至らず。		・福佐協定書第3条記載の「中島川みおすじ」の場所は特定できなかったものの、名称は維持し、今後協議する場面が出てくれば必要に応じて具体的に協議することで承認。
R1.5.13	369			議題・発言なし
R1.8.28	370			議題・発言なし
R2.3.23	371			・漁業法改正に伴う「福佐協定書」条項のズレを報告。
R2.7.27	372			議題・発言なし
R3.3.19	373			・漁業法改正に伴う「福佐協定書」条項ズレについて、次回更新まで読み替えて対処することを確認。
R3.7.8	374			議題・発言なし
R4.3.24	375			・「福佐協定書」の内容を説明。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区(農林水産大臣管轄漁場を含む。)におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

(1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒

(2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33 度 10 分 57 秒、 東経 130 度 14 分 14 秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで